

# 経営者協会だより

中小企業経営者協会  
 中小企業経営労務研究所  
 横浜市青葉区青葉台2-10-20 第2志田ビル3階1号室  
 TEL: 045-988-5155 FAX: 045-988-5165  
 http://www.chukeirou.jp  
 E-mail: chukeirou@gol.com

## CONTENTS

page	
1	生活保護との逆転ゼロに 最低賃金、平均16円アップの780円
2	<b>特集</b> T社うつ病・解雇事件に最高裁判決 メンタルヘルス対策は 早期発見・早期対応がカギ
4	<b>TOPICS</b> ●企業の防災対策 全従業員の3日分の備蓄がある企業は5割 ●10月1日より企業型確定拠出年金の上限引き上げ ●業務で自動車を運転する者の健康診断について厚生労働省より通達 ●外国人実習生の受け入れ事業所 79.6%が労働法違反
6	お知らせ 年末調整の作業を確認しましょう
7	すっきりわかる。労災保険 信号無視をして事故。労災給付を受けられる？
8	もっと会議を有意義に なかなか意見が出ない
8	労務ひとこと 「褒める」課長は78.4%、それを感じる部下は48.6%

## 生活保護との逆転ゼロに 最低賃金、平均16円アップの780円

8月28日、今年度の地域別最低賃金の改定額が47都道府県で出そろいました。新しい最低賃金の全国平均額は前年度比16円増の780円で、国が示した目安と同額となりました。

今回の最低賃金の引き上げは政府が主導しており、4年ぶりの大きな引き上げ幅となっています。

改定後の額は677円（鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄県）から888円（東京都）で、引き上げ幅が最も大きいのは千葉の21円。すべての都道府県で13円以上の上げ幅となりました。

### 生活保護との逆転は初めてゼロに

最低賃金が生活保護を下回る「逆転現象」については、勤労意欲の低下を招くとして問題視されており、平成

20年度から解消を目指して最低賃金の引き上げがおこなわれてきました。昨年度は5都道県（北海道、宮城、東京、兵庫、広島）で逆転現象が残っていましたが、今回初めてゼロになりました。

改定後の額は10月以降、順次適用されます。

たとえば、10月5日より適用される場合は10月5日の労働分以降は新しい最低賃金を下回ってはいけません。

地域別最低賃金の額

都道府県	最低賃金額	引上額	都道府県	最低賃金額	引上額	都道府県	最低賃金額	引上額
北海道	748	14	石川	718	14	岡山	719	16
青森	679	14	福井	716	15	広島	750	17
岩手	678	13	山梨	721	15	山口	715	14
宮城	710	14	長野	728	15	徳島	679	13
秋田	679	14	岐阜	738	14	香川	702	16
山形	680	15	静岡	765	16	愛媛	680	14
福島	689	14	愛知	800	20	高知	677	13
茨城	729	16	三重	753	16	福岡	727	15
栃木	733	15	滋賀	746	16	佐賀	678	14
群馬	721	14	京都	789	16	長崎	677	13
埼玉	802	17	大阪	838	19	熊本	677	13
千葉	798	21	兵庫	776	15	大分	677	13
東京	888	19	奈良	724	14	宮崎	677	13
神奈川	887	19	和歌山	715	14	鹿児島	678	13
新潟	715	14	鳥取	677	13	沖縄	677	13
富山	728	16	島根	679	15	全国平均	780	16